



「八雲町長」 「八雲町議会議員」の 選挙投票日です

投票に関することなどについて

【投票するには】

選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。ただし、選挙人名簿に登録されていても選挙期日の前日(10月14日)までに転出(住所異動)した場合は、投票することができません。選挙人名簿の登録・抹消要件は次のとおりです。

～選挙人名簿の登録・抹消要件～

基準日(10月9日)において、町内に引き続き3ヶ月以上住所を有する方で、次の2つの要件を満たした方が選挙人名簿に登録されます。

【年齢要件】平成11年10月16日以前に生まれた方

【住所要件】平成29年7月9日以前に転入届出をされた方
次の方が選挙人名簿から抹消されます。

【抹消要件】平成29年6月14日以前に転出(住所異動)された方

【投票入場券について】

投票入場券は、10月10日と11日の2日間で配達される予定です。期日前投票は、10月11日から行うことができますが、やむを得ず投票入場券がない場合でも投票することができます。

【期日前投票をご利用ください】

投票日当日、仕事や旅行などで投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

【期日前投票ができる期間】

10月11日(水)～14日(土)までの4日間 ※八雲総合病院は10月11日～13日の3日間です。

【期日前投票ができる場所および時間】

(1) 役場2階 第1会議室：午前8時30分～午後8時

身体の不自由な方や高齢者の方は職員玄関(八雲小学校体育館側)から入り、エレベーターをご利用願います。

(2) 熊石総合支所：午前8時30分～午後8時 (3) 落部支所：午前8時30分～午後5時

(4) 八雲総合病院：午前8時30分～午後6時

【不在者投票について】

○不在者投票ができる方 ・長期出張などで他の市区町村に滞在している方
・不在者投票を行うことができる指定施設に入院・入所されている方

※町内の不在者投票を行うことができる指定施設は、以下のとおりです。

国立病院機構八雲病院、八雲総合病院、コミュニティホーム八雲、熊石国保病院、厚生園、くまいし荘、ケアハウスなのはな・ケアハウスひまわり

○不在者投票の請求方法

・長期出張などで他の市区町村に滞在している方は、八雲町選挙管理委員会に投票用紙などの請求手続きを行ってください(不在者投票を行う場所と時間は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にご確認ください)。

・不在者投票ができる指定施設に入院・入所されている方は、施設の長に申し出てください。

※不在者投票の請求は、告示日前でも行えますので、お早めに手続きをお願いします。